

するものは産業組合である。産業組合の根本精神を發揮させる爲には監督官廳の取締を徹底させ、加入者が總會に於て種々の批判をなし正しい組合に引戻すと共に選挙、其他代表等を吾々から出す事だ。

可決

三、争議懸授に関する件 石井 米作 説明

一地方の争議に就いて對抗不能になつた場合は直ちに他支部の組合員も應援されたい。一争議でも小作人全体の争議として闘はねばならない

可決

四、農會議員選挙対策の件 菊竹 東造 説明

現在の農會は政黨や地主の農會になつてゐる。来る四月が改選期になつてゐるが、吾々は定員数だけの候補

者を出す事にした。村農會長が郡農會の代議員、郡農會長が縣農會代議員になる様に規則が變つたから村農會長を澤山たす事が必要である。地主、政黨の農會を眞の農民のものとなせなければならぬ。

可決

五、組合精神徹底に関する件 城戸 雄 説明

組合の統一、團結は個人主義ではいけない。組合精神を以て幹部と組合員とが一致して村會、縣會、國會の山を登らねば吾々の目的は達成出来ない。

可決

六、青年部擴大強化の件 菊竹 東造 説明

十二年の歴史を持つ浮羽郡の農民運動の第一線に起つ者は青年である。明治の維新も青年の手で完成した、